

大阪府営住宅 入居資格審査のご案内



- 入居資格審査を行いますので、この案内書をよくお読みください。
- 当選していても審査の結果、入居資格がない場合は入居できませんので、ご承知ください。
- 審査に必要な書類が揃いましたら、別紙ご案内のとおり郵送してください。
- 同封の宛名ラベル(シール)3枚に現在お住まいの住所・氏名をご記入ください。
- 提出していただいた書類は返却いたしません。

もくじ

■入居資格審査にあたって…………… P1	■証明書類…………… P10
■住宅の当選者の方へ…………… P2	●住民税課税証明書の見本…………… P11
■入居資格審査に必要な書類…………… P3	●給与等支払証明書…………… P12
■証明書類発行先…………… P9	●収支明細書…………… P14
	●退職済証明書…………… P16
	●無職申立書…………… P18
	●賃貸借契約証明書(兼 社宅・寮使用証明書)…………… P20
	●間借り証明書…………… P22
	●申立書…………… P24
	●入居時期指定願…………… P26
	●入居辞退届…………… P28

提出期日

別紙ご案内のとおり

入居資格審査にあたって

次の場合は当選(補欠を含む)資格を取消します

- (1) 指定期日までに審査必要書類を郵送、または持参されないとき。
(事前に連絡がある場合はこの限りではありません)
- (2) 入居申込書、その他審査に必要な書類の記載事項が、事実と違うとき。
- (3) 住所(連絡先)変更を連絡されないため、入居資格審査ができないとき。
- (4) 入居申込書に載っている入居家族(別居家族・婚約者を含む)全員が、指定された入居期間内に同時入居できないとき。
- (5) 入居申込書に記入された入居親族に変更(死亡・出生の場合は、再審査を行いません。)があったとき。婚約者が変わったときも同じです。
- (6) 入居手続に際して、入居資格審査時に付した条件を満たせないとき。
(例 婚姻届受理証明書、退職済証明書、所有権移転済登記簿謄本等の提出)
- (7) 当選後、申込みされた応募区分の資格を確認できない場合、入居資格を満たしている場合であっても当選は失格となります。
- (8) 過去に府営住宅に居住していた方で、未納や不正な使用(無断退去など)が判明したとき。



審査必要書類に不足がある場合

- 提出書類に不足があるとき、または補足していただく必要があるときには連絡カードでお知らせしますので、指定期日までに再度提出してください。
- 入居資格が確認できない場合は入居できません。

注意

事前に連絡のないまま、指定期日までに提出されない場合は、辞退されたものとして取り扱います。



住宅の当選者の方へ

当選後の入居資格審査に合格した方に対し、入居のあっせんをします。

新築住宅募集の当選者の方へ

■住宅ごとに定められた入居時期（募集案内に記載）にご入居いただく予定です。

あき家募集の当選者の方へ

■あき家の状況によっては、入居までにお待ちいただく場合があります。



申込後の住所変更や辞退など

■申込後、住所・勤務先・家族構成の変更（※死亡・出生の場合のみ）があった場合は、管理センターまでご連絡ください。（担当管理センターは裏表紙をご覧ください。）

■ご事情により、入居を辞退される場合は、28ページの「入居辞退届」を送付してください。

※死亡・出生以外で、申込書に記入された入居予定者の変更は認められませんので、申込書にご記入された方が同時入居できない場合は、「入居辞退届」を送付してください。

入居資格審査に必要な書類

※発行先については9ページを参照してください。

証明書類

家族に関する証明書類

- 申込者本人の確認できる書類(運転免許証(裏表)の写し、健康保険証(裏表)の写し等)
※健康保険証(裏表)の写しをご提出の場合、記号・番号は読めないようにご提出ください。
- 世帯全員の住民票(全ての方が必要な書類です。)
- 上記以外の家族に関する証明書類
申込まれたご家族の状況によって必要な書類が異なります。
詳しくは4ページをご参照ください。
※個人番号(マイナンバー)の記載されていないものを提出して頂きますようお願いいたします。

¥

収入に関する証明書類

- 住民税課税証明書(生活保護受給者であって、収入が生活保護の扶助費のみの方を除く、平成22年4月1日以前に生れた方は全員必要です。無職無収入の方であっても必要です。(例 無職の夫または妻 等))
ただし、扶養家族(配偶者は除く)のなかで高校生・大学生・専門学校生などがある場合、扶養義務者の住民税課税証明書で扶養親族と認められていれば、「在学証明書」または「生徒手帳(学生証)」のコピーだけで結構です。
住民税課税証明書の見本については11ページをご参照ください。
※住民税課税証明書は控除の種類等が記載されたものがが必要です。
- 上記以外の収入に関する証明書類
申込みの時期、収入の種類によって必要な書類が異なります。
詳しくは5～7ページをご参照ください。



家屋に関する証明書類

- 家屋に関する証明書類(住宅の賃貸借契約書等)
現在お住まいの家屋の状況によって必要な書類が異なります。
詳しくは8ページをご参照ください。

申込家族の状況によっては、他の書類も提出していただく場合があります。

※審査の際にご提出頂いた書類は返却できませんので、ご了承ください。
(辞退・失格の場合も同様です。)

家族に関する証明書類

☆申込まれるご家族の構成や状況によって、必要な書類が異なります。

世帯要件	必要書類
<ul style="list-style-type: none"> ●すべての方に共通して必要な書類です。 ●外国籍の方は、在留資格・在留期間の記載が必要です。 ●申込家族の中に、婚約者の方がいる場合は、その方の「世帯全員の住民票(続柄記載のもの)」が必要です。 	<p>世帯全員の続柄が記載された住民票 ※次の項目に該当するものに限ります。</p> <p>①現住所に住民登録されているもの ②世帯主との続柄が記載されているもの</p> <p>※個人番号(マイナンバー)の記載されていないものを提出して頂きますようお願いいたします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●単身入居申込みの方 ●入居予定家族のうち、配偶者(夫または妻)の無い方(離婚・死亡・未婚の方など)の場合 (※男性18歳、女性18歳以上の未婚の方は提出が必要です。) ●離婚により単身者となられる方で、未成年の子供と同居される場合は、入居者全員の戸籍謄本が必要です。 ●新婚・子育て世帯向けおよび期限付き入居住宅の新婚世帯資格で申込まれた方(婚約者との申込みの場合は除く) ●入居予定家族のうち、住民登録で別世帯の方(婚約者は除く)がいる場合 ●入居予定家族の続柄が住民票で確認できない方がいる場合(続柄欄に「子の妻」「子の子」などと記載の場合も必要です。) 	<p>戸籍謄本(全部事項証明書) 《外国籍の方は、戸籍謄本の代わりに次の書類が必要です。》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●中国籍の方 …単身であることが確認できる『公証書』 ●韓国籍の方 …婚姻関係証明書(領事館で発行したもの) ●その他の国籍の方 …『婚姻要件具備証明書』又は同等の効力を有する本国発行の証明書など (※単身であることが確認できるもの)
<ul style="list-style-type: none"> ●入居予定家族のうち、配偶者に「1年以上遺棄(別居)されている」方がいる場合 	<p>戸籍謄本と戸籍の附票 (本人と配偶者双方についてわかるもの)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●入居予定家族のうち、高校・大学・専門学校等に在学中の方がいる場合 	<p>在学証明書、又は生徒手帳・学生証のコピー (満15歳以下の中学生までは不要です。)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●該当する方がいる場合 ※手帳の氏名・住所・障がい名・障がい等級の記載されているもの 	<p>身体障がい者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳 精神障がい者保健福祉手帳のコピー</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●海外から引揚後5年以内の方がいる場合 	<p>永住帰国者証明書 (厚生労働省社会・援護局長発行)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●入居予定家族のうち、現在は施設に入所中又は病院に入院中の方がいる場合 	<p>施設の入所証明書又は入院証明書 (退所・退院時期の明記されたもの)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●入居予定家族のうち、平成8年3月31日までの間に厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方がいる場合 	<p>ハンセン病療養所等入所証明書</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●原子爆弾被爆者の方がいる場合 	<p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定書のコピー</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親世帯等に準じる状況にある世帯 (配偶者の暴力等により、婚姻関係が事実上破綻している場合) 	<p>ひとり親世帯等に準じる状況にある世帯としての証明書 (大阪府各子ども家庭センター、大阪市各区保健福祉センター・地域保健福祉課、堺市各区役所地域福祉課等で、母子世帯に準じる状況にある世帯として証明を受けられます。)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●配偶者の生死が1年以上あきらかでない場合 	<p>捜索願の届出の事実が確認できるもの</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●申込者又はその同居親族が次の(1)～(3)のすべてに該当する世帯 (1)府内における殺人、放火、強姦の実行行為の犯罪被害者等で、被害が発生した日から5年以内(募集期間末日現在)の方 (2)(1)の犯罪により従前の住宅に居住することが困難になった方 (3)(1)の犯罪被害状況について確認できる方 (注)上記(1)には危険運転致死を含む 	<p>犯罪被害のため住宅に困窮する理由書 (※該当する場合はご連絡ください。上記申請書等を送付します。)</p>

注意事項

●申込者の家族の状況によっては、上記以外の書類を提出していただく場合があります。



収入に関する証明書類

《申込みの時期：令和7年4月・5月》（第1回総合募集に当選された方など）

①給与収入のある方

必要な書類	注意事項
<input type="checkbox"/> 令和5年度住民税課税証明書（令和4年分所得） ※現在発行される最新のもの 及び <input type="checkbox"/> 源泉徴収票（令和6年分所得） ※コピー可	<ul style="list-style-type: none"> ●次に該当する方は「給与等支払証明書」12ページが別途必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の勤務先での勤務開始時期が令和6年1月2日以降の方。 ※勤務開始して間もない方、またはこれから勤務予定の方は、2か月分の給与支給後の「給与等支払証明書」が必要です。 ・申込者が大阪府内に居住していない場合。 ●次に該当する方は「退職済証明書」16ページが別途必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・前の勤務先を令和5年1月2日以降に退職された方。 ●次に該当する方は「廃業届のコピー(注)」が別途必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年1月2日以降に事業を廃業されている方。 注：廃業届には税務署または府税務事務所の受付印が必要です。

②無職・無収入の方

必要な書類	注意事項
<input type="checkbox"/> 令和5年度住民税課税証明書（令和4年分所得） ※現在発行される最新のもの 及び <input type="checkbox"/> 無職申立書（※18ページ）	<ul style="list-style-type: none"> ●次に該当する方は「退職済証明書」16ページが別途必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年1月2日以降に退職している方。 ・現在無職・無収入であっても、「令和5年度住民税課税証明書」で給与収入が認められる場合。 ●次に該当する方は「廃業届のコピー(注)」が別途必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年1月2日以降に事業を廃業されている方。 注：廃業届には税務署または府税務事務所の受付印が必要です。

③年金収入のある方(全ての年金)

必要な書類	注意事項
<input type="checkbox"/> 令和5年度住民税課税証明書（令和4年分所得） ※現在発行される最新のもの 及び <input type="checkbox"/> 年金振込通知書の裏表共のコピー（最新のもの） 又は 年金額改定通知書の裏表共のコピー（最新のもの） ※2つのうち最も新しいものをお送りください。	<ul style="list-style-type: none"> ●次に該当する方は「退職済証明書」16ページが別途必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年1月2日以降に退職している方。 ・現在無職であっても、「令和5年度住民税課税証明書」で給与収入が認められる場合。 ●次に該当する方は「廃業届のコピー(注)」が別途必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年1月2日以降に事業に廃業されている方。 注：廃業届には税務署または府税務事務所の受付印が必要です。

④その他所得のある方(事業等)

必要な書類	注意事項
<input type="checkbox"/> 令和5年度住民税課税証明書（令和4年分所得） ※現在発行される最新のもの 及び <input type="checkbox"/> 確定申告書の控え（令和6年分所得） 又は 「収支明細書」14ページ （令和6年1月～令和6年12月までの総収入金額および所得税法上認められた必要経費の内訳を月別に記入したものを。）	<ul style="list-style-type: none"> ●次に該当する方は「開業届のコピー(注)」が別途必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年1月2日以降に開(転)業している方。 注：開業届には税務署または府税務事務所の受付印が必要です。 ●令和6年1月2日以降に開業された方は、「収支明細書」14ページに開(転)業した月から審査時までの総収入金額および所得税法上認められた必要経費の内訳を月別に記入したもの(2か月以上) ●次に該当する方は「退職済証明書」16ページが別途必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・住民税課税証明書に事業以外の給与収入金額が記載されているが、すでに退職している場合。

⑤生活保護を受給されている方

必要な書類	注意事項
<input type="checkbox"/> 生活保護受給証明書（原本かつ最新のもの）	※受給者全員の氏名が確認できるもの。

住民税課税証明書	11ページに見本がありますので、ご参照ください。
給与等支払証明書	12ページに付いていますので、切り取ってお使いください。
収支明細書	14ページに付いていますので、切り取ってお使いください。
退職済証明書	16ページに付いていますので、切り取ってお使いください。

《申込みの時期：令和7年6～12月》（第2回～第5回総合募集に当選された方など）

①給与収入のある方

必要な書類	注意事項
<input type="checkbox"/> 令和7年度住民税課税証明書(令和6年分所得) <small>※現在発行される最新のもの</small>	<ul style="list-style-type: none"> ●次に該当する方は「給与等支払証明書」12ページが別途必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の勤務先での勤務開始時期が令和6年1月2日以降の方。 ※勤務開始して間もない方、またはこれから勤務予定の方は、2か月分の給与支給後の「給与等支払証明書」が必要です。 ・申込者が大阪府内に居住していない場合。 ●次に該当する方は「退職済証明書」16ページが別途必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・前の勤務先を令和6年1月2日以降に退職された方。 ●次に該当する方は「廃業届のコピー(注)」が別途必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年1月2日以降に事業を廃業されている方。 <small>注：廃業届には税務署または府税事務所の受付印が必要です。</small>

②無職・無収入の方

必要な書類	注意事項
<input type="checkbox"/> 令和7年度住民税課税証明書(令和6年分所得) <small>※現在発行される最新のもの</small> 及び <input type="checkbox"/> 無職申立書(※18ページ)	<ul style="list-style-type: none"> ●次に該当する方は「退職済証明書」16ページが別途必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年1月2日以降に退職している方。 ・現在無職・無収入であっても、「令和7年度住民税課税証明書」で給与収入が認められる場合。 ●次に該当する方は「廃業届のコピー(注)」が別途必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年1月2日以降に事業を廃業されている方。 <small>注：廃業届には税務署または府税事務所の受付印が必要です。</small>

③年金収入のある方(全ての年金)

必要な書類	注意事項
<input type="checkbox"/> 令和7年度住民税課税証明書(令和6年分所得) <small>※現在発行される最新のもの</small> 及び <input type="checkbox"/> 年金振込通知書の裏表共のコピー(最新のもの) 又は 年金額改定通知書の裏表共のコピー(最新のもの) <small>※2つのうち最も新しいものをお送りください。</small>	<ul style="list-style-type: none"> ●次に該当する方は「退職済証明書」16ページが別途必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年1月2日以降に退職している方。 ・現在無職であっても、「令和7年度住民税課税証明書」で給与収入が認められる場合。 ●次に該当する方は「廃業届のコピー(注)」が別途必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年1月2日以降に事業を廃業されている方。 <small>注：廃業届には税務署または府税事務所の受付印が必要です。</small>

④その他所得のある方(事業等)

必要な書類	注意事項
<input type="checkbox"/> 令和7年度住民税課税証明書(令和6年分所得) <small>※現在発行される最新のもの</small>	<ul style="list-style-type: none"> ●次に該当する方は「開業届のコピー(注)」が別途必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年1月2日以降に開(転)業している方。 注：開業届には税務署または府税事務所の受付印が必要です。 ●令和6年1月2日以降に開業された方は、「収支明細書」14ページに開(転)業した月から審査時までの総収入金額および所得税法上認められた必要経費の内訳を月別に記入したものの(2か月以上) ●次に該当する方は「退職済証明書」16ページが別途必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・住民税課税証明書に事業以外の給与収入金額が記載されているが、すでに退職している場合。

⑤生活保護を受給されている方

必要な書類	注意事項
<input type="checkbox"/> 生活保護受給証明書(原本かつ最新のもの)	<small>※受給者全員の氏名が確認できるもの。</small>

住民税課税証明書	11ページに見本がありますので、ご参照ください。
給与等支払証明書	12ページに付いていますので、切り取ってお使いください。
収支明細書	14ページに付いていますので、切り取ってお使いください。
退職済証明書	16ページに付いていますので、切り取ってお使いください。

《申込みの時期：令和8年1～3月》（第6回総合募集に当選された方など）

①給与収入のある方

必要な書類	注意事項
<input type="checkbox"/> 令和7年度住民税課税証明書 (令和6年分所得) <small>※現在発行される最新のもの</small> 及び <input type="checkbox"/> 源泉徴収票 (令和7年分所得) <small>※コピー可</small>	<ul style="list-style-type: none"> ●次に該当する方は「給与等支払証明書」12ページが別途必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の勤務先での勤務開始時期が令和6年1月2日以降の方。 ※勤務開始して間もない方、またはこれから勤務予定の方は、2か月分の給与支給後の「給与等支払証明書」が必要です。 ・申込者が大阪府内に居住していない場合。 ●次に該当する方は「退職済証明書」16ページが別途必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・前の勤務先を令和6年1月2日以降に退職された方。 ●次に該当する方は「廃業届のコピー(注)」が別途必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年1月2日以降に事業を廃業されている方。 注：廃業届には税務署または府税務事務所の受付印が必要です。

②無職・無収入の方

必要な書類	注意事項
<input type="checkbox"/> 令和7年度住民税課税証明書 (令和6年分所得) <small>※現在発行される最新のもの</small> 及び <input type="checkbox"/> 無職申立書 (※18ページ)	<ul style="list-style-type: none"> ●次に該当する方は「退職済証明書」16ページが別途必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年1月2日以降に退職している方。 ・現在無職・無収入であっても、「令和7年度住民税課税証明書」で給与収入が認められる場合。 ●次に該当する方は「廃業届のコピー(注)」が別途必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年1月2日以降に事業を廃業されている方。 注：廃業届には税務署または府税務事務所の受付印が必要です。

③年金収入のある方(全ての年金)

必要な書類	注意事項
<input type="checkbox"/> 令和7年度住民税課税証明書 (令和6年分所得) <small>※現在発行される最新のもの</small> 及び <input type="checkbox"/> 年金振込通知書の裏表共のコピー (最新のもの) 又は <input type="checkbox"/> 年金額改定通知書の裏表共のコピー (最新のもの) <small>※2つのうち最も新しいものをお送りください。</small>	<ul style="list-style-type: none"> ●次に該当する方は「退職済証明書」16ページが別途必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年1月2日以降に退職している方。 ・現在無職であっても、「令和7年度住民税課税証明書」で給与収入が認められる場合。 ●次に該当する方は「廃業届のコピー(注)」が別途必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年1月2日以降に事業を廃業されている方。 注：廃業届には税務署または府税務事務所の受付印が必要です。

④その他所得のある方(事業等)

必要な書類	注意事項
<input type="checkbox"/> 令和7年度住民税課税証明書 (令和6年分所得) <small>※現在発行される最新のもの</small> 及び <input type="checkbox"/> 確定申告書の控え (令和7年分所得) 又は <input type="checkbox"/> 「収支明細書」14・15ページ <small>(令和7年1月～令和7年12月までの総収入金額および所得税法上認められた必要経費の内訳を月別に記入したもの。)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ●次に該当する方は「開業届のコピー(注)」が別途必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年1月2日以降に開(転)業している方。 注：開業届には税務署または府税務事務所の受付印が必要です。 ●令和7年1月2日以降に開業された方は、「収支明細書」14ページに開(転)業した月から審査時までの総収入金額および所得税法上認められた必要経費の内訳を月別に記入したもの(2か月以上) ●次に該当する方は「退職済証明書」16ページが別途必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・住民税課税証明書に事業以外の給与収入金額が記載されているが、すでに退職している場合。

⑤生活保護を受給されている方

必要な書類	注意事項
<input type="checkbox"/> 生活保護受給証明書 (原本かつ最新のもの)	※受給者全員の氏名が確認できるもの。

住民税課税証明書	11ページに見本がありますので、ご参照ください。
給与等支払証明書	12ページに付いていますので、切り取ってお使いください。
収支明細書	14ページに付いていますので、切り取ってお使いください。
退職済証明書	16ページに付いていますので、切り取ってお使いください。



家屋に関する証明書類

☆現在、お住まいの家屋の状況により必要な書類が異なりますのでご注意ください。

申込家族の中に、現在別居中の方や婚約者がいる場合は、その方の「家屋に関する証明書類」も必要です。

	必要な証明書類	注意事項
㉠借家に住んでいる ●賃貸マンション・アパート ●公社・UR等の賃貸住宅 ●公営住宅 ※契約者が申込本人又はその親族でない場合は㉠の書類が必要です。	<input type="checkbox"/> 家屋の賃貸契約書のコピー ※次の項目が確認できるものに限ります。 ①物件の所在地 ②契約年月日 ③貸主・借主の署名・捺印 ④契約更新に関する箇所 ※重要事項説明書は契約書とは違いますので審査できません。 ただし、契約書には物件の所在地の記載がない場合等の時には併せて提出して下さい。	左記の書類がない場合は貸主が証明する賃貸借契約証明書(20ページ)と家賃領収書のコピーが必要です。 賃貸借契約書は全ページのコピーをお願いいたします。
㉡本人または親族の持家に住んでいる ●戸建て ●分譲マンション等 ※所有者が申込本人又はその親族でない場合は㉡の書類が必要です。	<input type="checkbox"/> 家屋(建物)の登記簿謄本 ※土地の登記簿謄本は必要ありません。 と <input type="checkbox"/> 所有者の住民票	・家屋を所有したままでは入居できません。 ・建物の所有者と申込者との関係が住民票で確認できない場合は申込者本人との関係を明記した書面(日付・署名が必要)を同封してください。 ・個人番号(マイナンバー)の記載されていないものを提出して頂きますようお願いいたします。
㉢社宅・寮に住んでいる	<input type="checkbox"/> 社宅(寮)の使用証明書(20ページ) 又は、次の項目の証明が必要です。 ①物件の所在地 ②借主の氏名 ③入居開始時期 ④家賃(使用料) ⑤会社(管理責任者)の住所・氏名・捺印 ⑥証明書(記入)年月日	会社又は管理責任者の証明に限ります。
㉣他人の家に間借りしている ※貸主と同居している場合です。 ※親族と同居している場合は「間借り」にはなりません。	<input type="checkbox"/> 間借り証明書(22ページ) 又は、次の項目の証明が必要です。 ①物件の所在地 ②借主の氏名 ③入居開始時期 ④家賃(使用料) ⑤間貸主の住所・氏名・捺印 ⑥証明書(記入)年月日 と <input type="checkbox"/> 間貸主の住民票	・間貸主の証明に限ります。 ・個人番号(マイナンバー)の記載されていないものを提出して頂きますようお願いいたします。
㉤大阪府営住宅に住んでいる ※家賃の滞納があると失格です。	<input type="checkbox"/> 入居承認書のコピー	左記の書類がない場合は、お住まいの住宅を管理している指定管理者の窓口で家賃証明書を発行してもらってください。

注意事項

- 住民票の住所と現在居住している場所が異なる場合は、**両方の住所の「家屋に関する証明書類」**が必要です。
- 申込み後、入居資格審査までに転居された場合は、申込時点と転居後、両方の「家屋に関する証明書類」と「住民登録が確認できる書類」が必要です。
- 親族の持家に住んでいる場合で、所有者が死亡等の理由により、その住民票の提出ができない場合、必要な書類についてお問い合わせください。

証明書類発行先

☆申込まれるご家族の構成や状況によって必要な書類が異なります。

書類名	発行先
<ul style="list-style-type: none"> ●住民票[※] ●住民税課税証明書[※] 	市・区役所・町村役場 
<ul style="list-style-type: none"> ●源泉徴収票 ●給与等支払証明書 ●退職済証明書 	勤務先 
<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護受給証明書 	福祉事務所 
<ul style="list-style-type: none"> ●戸籍抄本・謄本[※] ●戸籍の附票[※] 	本籍地の市・区役所、町村役場 
<ul style="list-style-type: none"> ●家屋(建物)の登記簿謄本[※] 	家屋所在地を管轄している法務局 (本局・支局・出張所) 

それぞれのご家族でどんな書類が必要かについてはもう一度3ページから8ページをよくお読みください。



注意事項

- すべての書類は原則として、「入居資格審査のご案内」が送られた後の証明日のものがが必要です。
- ただし「※」印の書類は、発行日より3ヶ月以内のものでかまいません。ホッチキス留めされている書類は、切り離さないで提出してください。
- 個人番号(マイナンバー)の記載されていないものを提出して頂きますようお願いいたします。

証明書類

12ページから28ページの書類は、
必要なときに切り取ってお使いください。

● 給与等支払証明書 P.12

※現在の勤務先で証明してもらってください。

● 収支明細書 P.14

※総収入金額および所得税法上認められた必要経費の内訳を月別に記入してください。

● 退職済証明書 P.16

※退職した勤務先で証明してもらってください。

● ^{む しょくもうしたて しょ}無職申立書 P.18

※現在無職である60才以下の成年の方全員(障がい者や生活保護受給者等を除く)

● 賃貸借契約証明書(兼 社宅・寮使用証明書) P.20

※賃貸人(物件の所有者)に証明してもらってください。

● 間借り証明書 P.22

※間貸し主に証明してもらってください。

● ^{もうしたて しょ}申立書 P.24

※入居資格審査における特別な事情やその理由の説明等に使用してください。

● 入居時期指定願(入居を遅らせるものです。) P.26

※新築入居の場合や随時募集の場合は、時期指定の希望はできません。

● 入居辞退届 P.28

※ご事情により辞退される場合は提出してください。

各市區町村の様式となりますが、
下記の要件が載っているものが必要です。

令和 7 年度 住民税 課税 証明書

納税義務者氏名	納税義務者住所
明・大・昭・平 年 月 日 生	

令和 6 年度 所得 額	所得 種類	円	配 偶 者 控 除	有・無・老	令和 7 年 度 税 額	円	税 額 内 訳
	給 与 所 得	円	扶 養 控 除	人	円		
	(給与所得控除前)	円	老 人 扶 養 控 除	人	円		
	事 業 所 得	円	特 定 扶 養 控 除	人	円		
	雑 所 得	円	本 人 障 が い 者 控 除	特 ・ 普	円		
	(公的年金等収入)	円	寡 婦 (夫) 控 除	寡 ・ 勤	円		
		円	勤 労 学 生 控 除	特 障	円		
		円	扶 養 障 が い 者 控 除	普 障	円		

給与等支払証明書（給与所得者用）

◎この証明書は、現在の勤務先で証明してもらってください。

ただし、現在の勤務先に令和5年1月1日以前から在職の方は裏面の記入は不要です。

1. 給与の受給者

住 所	
氏 名	

2. 受給者の勤務先所在地

勤務先所在地 (営業地)	
事業所名 (名称)	

3. 就職年月日

令和	年	月	日	就職
----	---	---	---	----

4. 給与等の支払明細……裏面のおり

5. 所得税の源泉徴収の有無 有 ・ 無 (必ずどちらかに○印をつけて下さい。)

6. 控除対象配偶者及び扶養親族（対象者名を記入してください。該当のない欄は斜線で抹消してください。）

区分 対象月日	控除対象 配偶者名	扶 養 親 族 者 名			
令和6年 12月31日現在					
証明日現在					

上記のとおりであることを証明します。

令和 年 月 日 (証明年月日を必ず記入してください。)

給与支払者 住 所 _____
 名称及び _____
 氏 名 _____ 印 ④
 回答責任者 _____
 氏 名 _____ 電話 () _____

（キリトリ線）



給与等支払明細書

(単位：円)

年 月	扶養 人数	本 給	手 当			賞 与	計
			手当	手当	手当		
令和6. 1月							
2月							
3月							
4月							
5月							
6月							
7月							
8月							
9月							
10月							
11月							
12月							
計							
令和7. 1月							
2月							
3月							
4月							
5月							
6月							
7月							
8月							
9月							
10月							
11月							
12月							
計							
令和8. 1月							
2月							
3月							
4月							
5月							
6月							
計							
合 計							

- ・ 令和6年1月2日以降に就(転)職した方は(令和8年1～3月申込みの方は令和7年1月2日以降)、就(転)職月～現在まで記入してください。※2か月分以上の記載が必要です。
- ・ 通勤手当等の非課税分は記入しないでください。
- ・ コピーして使用する場合は、両面コピーしていただくか、証明者の割印を押してもらってください。

(キリシロ)



収 支 明 細 書 (その他の所得者用) 年 月 日

所得者の住所	
氏名	

業種名	
事業所在地	

事業開始年月日	令和	年	月	日
---------	----	---	---	---

月別収支内訳：(令和6年分)

(令和6年) 令和7年・令和8年分は裏面に記入してください。

(単位：円)

適要	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
収入の部													
	①合計												
支出の部													
	②合計												
	①-② 差引純益												

※支出の部には、所得税法上認められた必要経費の内訳を記入してください。

→令和7年、8年度分は裏へ

月別収支内訳：(令和 7 年分)

(単位：円)

適 要	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合 計
収入の部													
①合計													
支出の部													
②合計													
①-② 差引純益													

月別収支内訳：(令和 8 年分)

(単位：円)

適 要	1月	2月	3月	4月	5月	6月	合 計
収入の部							
①合計							
支出の部							
②合計							
①-② 差引純益							

※支出の部には、所得税法上認められた必要経費の内訳を記入してください。



退職済証明書

氏 名 _____

生年月日 大正
昭和
平成 年 月 日

住 所 _____

上記の者は当社において下記の通りであったことを証明いたします。

退職年月日 _____ 年 月 日

証 明 日 令和 年 月 日

住 所

名 称

回答者名





無職申立書

大阪府知事様

令和 年 月 日

住所 _____

氏名 _____

私は本審査に際して、現在、下記の通り無職であることを申し立てます。
なお、この申立書に記載した事項が事実と相違する場合は、入居承認を取り消されても、
一切異議を申し立てません。

記

1. 無職となった時期及び理由

時期： _____年 _____月 _____日より

理由：退職（定年 期間満了 自己都合 会社都合による解雇 疾病）
自営業の廃業
その他（ _____ ）

2. 給与収入および事業収入以外の収入の有無

有 年金（非課税年金を含む）
その他収入（ _____ ）
無

以上





賃貸借契約証明書
(兼 社宅・寮使用証明書)

大阪府知事様

・証明の種類（該当に○） 賃貸借契約証明 ・ 社宅（寮）使用証明

・物件所在地 _____

・賃借人（使用者）氏名 _____

・家賃 1ヶ月 _____円

※家賃は、_____年 月 日まで領収済み。

・賃貸借期間 _____年 月 日より現在に至る。
(居住期間)

以上の通りであることを証明します。

令和 _____年 月 日

賃貸人（所有者）※社宅・寮の使用証明書の場合、管理責任者の証明でも可。

住 所 _____

氏名または名称 _____

※法人の場合、回答者氏名 _____

電 話 番 号 _____

※家賃領収書のコピー（最新のもの）を添付してください。





間 借 り 証 明 書

大 阪 府 知 事 様

下記の者は、私宅に居住（間借り）していることを証明します。

・ 物件所在地 _____

・ 賃借人氏名 _____ 他 _____ 名 _____

・ 家 賃 有償（1ヶ月 _____ 円） ・ 無償

※家賃は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで領収済み。

・ 居住期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日より現在に至る。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

間 貸 主 住 所 _____

氏 名 _____

※間借主（申込者）から見た間貸主との関係（または続柄）





自由記入用

申立書

令和 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____





入居時期指定願

(この書類は入居時期を遅らせるためのものです。)

私は、原則として入居時期の指定はできないことを承知していますが、以下の理由により、

1. 婚姻（結婚）
2. 出産
3. 退職（廃業）
4. 入院中（入所中）
5. 転校（学期末）

どれか1つに○を
してください。

入居時期を令和 _____ 年 _____ 月以降の予定でお願い致します。

※この願を提出して入居時期を指定しても、空室の状況により希望した月に入居できない
ことがあることを了承しています。

大阪府知事 様

申込区分

当選順位

住所

氏名

※入居時期の指定期限について（あき家募集のみ）

希望できる時期は、「総合募集のご案内」に書いてある入居予定月以降で、募集期間末日から1年間までです。

◎新築入居の場合は、時期指定の希望はできません。

（総合募集以外の募集では、入居時期の指定はできません。）





府 営 住 宅 入 居 辞 退 届

大 阪 府 知 事 様

募集名 (該当するものに○)	・令和 7 年度 第__回 総合募集 ・ 応募割れ ・随時募集 ・その他 ()													
申込区分					-									
申込住宅	住宅 棟 号室													
住 所 (申込時の住所)														
氏 名														
電話番号	() -													

私は、上記に申込みましたが、下記の理由により辞退させていただきます。

辞退理由

※最も当てはまる項目1つに☑を入れてください。

<input type="checkbox"/> 住宅が駅・バス停から遠い	<input type="checkbox"/> 仕事の都合	<input type="checkbox"/> 抽選から入居までに時間がかかる
<input type="checkbox"/> 日常生活(買い物、病院等)が不便	<input type="checkbox"/> 体調不良・入院等	<input type="checkbox"/> 自治会活動が面倒
<input type="checkbox"/> 周辺の子育て環境が整っていない	<input type="checkbox"/> 転居等の費用が用意できない	<input type="checkbox"/> 入居資格審査書類が揃えられない
<input type="checkbox"/> 保育所等の手続きができない	<input type="checkbox"/> 家賃が高い	<input type="checkbox"/> 収入基準を超過していた
<input type="checkbox"/> 建物が古い・外観が悪い	<input type="checkbox"/> 他の公営住宅に入居する	<input type="checkbox"/> 申込者(同居予定者含む)に変更が生じた
<input type="checkbox"/> エレベーターが無い	<input type="checkbox"/> 民間賃貸や UR・公社住宅に入居する	
<input type="checkbox"/> 部屋が狭い・間取りが悪い		
<input type="checkbox"/> 部屋の設備が不十分・浴槽が無い	<input type="checkbox"/> その他()	





MEMO

個人情報の保護について

大阪府では、誰もが自分に関する情報を実効的にコントロールすることの大切さを認識し、個人情報を安全かつ適正に取り扱うため、「大阪府個人情報保護条例」を制定するなど、個人情報の保護について、次のような措置を講じております。

- **収集の制限** ～目的達成のための必要限度をまもります～
個人情報は、あらかじめ取り扱う目的を明らかにした上で、原則として本人から収集します。
- **利用及び提供の制限**
～収集した事務の目的以外に利用・提供しません～
事務の必要性から収集した個人情報は、目的外には利用・提供しません。
- **適正な管理** ～個人情報の漏えいや滅失を防ぎます～
保有する個人情報は正確かつ最新の状態に保つよう努め、漏えいや滅失に対する防止措置を講じます。

なお、大阪府では大阪府営住宅の管理を適正かつ迅速に処理するため、事務処理に電算システムを導入しております。

お問い合わせ先
●大阪府営住宅 布施管理センター
TEL 06-6789-0321

大阪府営住宅指定管理者 **株式会社 穴吹ハウジングサービス**
大阪府営住宅 布施管理センター

〒577-0056
東大阪市長堂1丁目5番6号
布施駅前セントラルビル6階601号
電話 06-6789-0321
FAX 06-6789-0322

- 管理地区：東大阪市地区
(東大阪市に所在する府営住宅及び
府営大東朋来住宅及び府営ペア
大東朋来住宅)

